

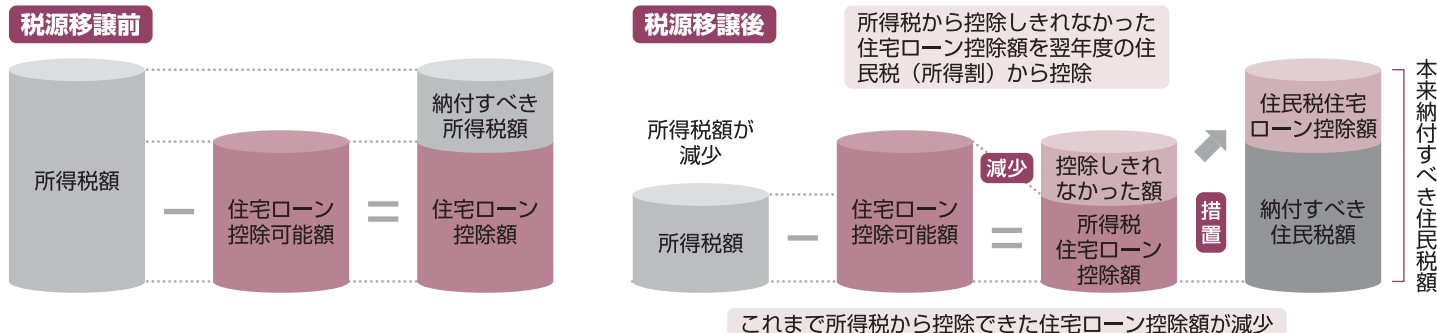
**申告が  
必要です!**

# 所得税から住宅ローン控除額を 引ききれなかった方

**申告期限**  
平成20年  
3月17日  
まで

控除しきれなかった分は住民税（所得割）から控除されます。

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税（所得割）から控除できます。



平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。

平成19年分所得税から控除しきれない額が発生した場合、平成20年3月17日までに、平成20年1月1日現在お住まいの市区町村へ「市町村民税道府県民税 住宅借入金等特別控除申告書」を提出してください。

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける方	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法
所得税の確定申告をされない方	源泉徴収表を添付して市区町村へ提出
所得税の確定申告をされる方	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

## 住宅ローン控除モデルケース <夫婦+子ども2人 給与収入700万円（住宅ローン控除額：27万円）の場合>

	税源移譲前	税 額	住宅ローン控除額	負担額
所 得 税		263,000	263,000	0
住 民 税		196,000	0	0
合 計		459,000	263,000	196,000

申告しないと…

申告すれば…

	税源移譲後	税 額	住宅ローン控除額	負担額
所 得 税		165,500	165,500	0
住 民 税		293,500	0	293,500
合 計		459,000	165,500	293,500

控除額が減少し、負担が増加する。

	税源移譲後	税 額	住宅ローン控除額	負担額
所 得 税		165,500	165,500	0
住 民 税		293,500	97,500	196,000
合 計		459,000	263,000	196,000

住宅ローン控除が減少しないよう、住民税（所得割）から控除します。

※夫婦+子ども2人の場合で子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。  
 ※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。 ※住宅ローン控除額は、一定の条件で試算した場合の例です。

## 住宅ローン控除 Q & A

**Q** 住民税の住宅ローン控除額の金額はどう決まるの？

**A** 「住民税の住宅ローン控除額」は、「住宅ローン控除可能額」と「税源移譲前の税率を用いて算出した所得税額」のいずれか少ない金額から「所得税の住宅ローン控除額」を差し引いた金額となります。

**Q** どういう場合に、住民税の住宅ローン控除の対象となるの？

**A** 給与所得者の方については、平成19年分の給与所得の源泉徴収表の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」が記載され、この金額が源泉徴収表の「住宅借入金等特別控除の額」より大きい場合に、住民税の住宅ローン控除の対象となります。

**Q** 平成19年以降に入居した場合は？

**A** 「住民税の住宅ローン控除」の適用はありません。

別途、所得税において、新たな住宅ローン控除制度の特例が設けられましたので、所轄の税務署にお問い合わせください。

（「従来の方式」と「控除率を引き下げて控除期間を延長する方式（10年から15年に延長）」の選択性を取る特例が創設されています。）

問員弁庁舎 課税課 T)74-5830 F)74-5859